

平成30年12月3日開会

平成30年第4回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、平成30年第4回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案3件、条例案2件、指定管理者の指定6件の、合わせて11件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第85号「平成30年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案」は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費等について、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算に5億2,063万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を244億4,743万9千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

総務費については、企画費において、デマンド交通運行等指針作成業務委託料 4 7 8 万 5 千円を計上いたしました。

民生費については、障害者福祉費において、利用者数の増加等に伴う障害福祉サービス費等給付費 4, 6 7 5 万 9 千円を追加計上いたしました。

農林水産業費については、農地費において、排水機場の修繕等に伴う県営基幹水利施設管理事業負担金 9 1 4 万 2 千円を追加計上いたしました。

教育費については、小学校費及び中学校費において、国の補正予算に伴う冷房設備の設置工事費等をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金及び市債について、それぞれ所要額の補正を行うとともに、繰入金において財政調整基金から繰り入れすることにより、全体の補正額を調整したところであります。

議案第 86 号及び議案第 87 号の平成 30 年度各特別会計補正予算案につきましては、ご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

条例案については、議案第 88 号及び議案第 89 号の 2 件を提案しております。

議案第 88 号「つがる市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は、関係省令の改正に伴い、減免対象となる控除対象配偶者の定義を見直しするほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 89 号「つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は、地域再生法の改正に伴い、東京都 23 区から本社等に移転した場合の固定資産税について、これまでの不均一課税に加えて課税免除を行うほか、所要の改正をするものであります。

議案第90号から議案第95号までの「つがる市の施設に係る指定管理者の指定の件」6件は、指定期間の満了等により指定管理者を指定するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。